

減免対象確認用フローチャート（セルフチェック）

↓ここからスタート

倒産・解雇・雇い止めなどによる離職をし、以下の①と②両方に該当しますか？

- ①離職時点で65歳未満
- ②雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかに該当する。

はい

A

非自発的失業者軽減制度

に該当します

申請方法

以下の書類をご用意のうえ、申請してください。

○減免申請書

○添付書類：雇用保険受給資格者証

※申請していただくことで、離職の翌日から翌年度末までの国民健康保険料が軽減されます。

いいえ

失業・休業・廃業などで、理由発生日以降1年間の所得が令和5年中所得と比べて半分以上に減少するまたは、災害等で大きな損害を受けましたか？

＜理由発生とは＞

離職、雇用形態の変更、廃業、休業など、所得が減少する理由が発生すること。

はい

B

加古川市独自の減免

に該当する可能性があります

申請方法

以下の書類をご用意のうえ、申請してください。

○減免申請書

○添付書類

①【離職以降収入なし】

雇用保険受給資格者証・無職申立書 等

②【離職以降収入あり、離職ではないが収入減少】

- ・すでに支給されたすべての給与を含む給与明細3ヶ月分以上（1つの勤務先につき）
- ・年金額がわかるもの（国民・厚生・共済・企業）
- ・離職日以降に支給された収入がわかるもの（離職した勤務先分含む）

③【離職以降に自営業・不動産所得がある方】

・確定申告もしくは3か月以上の収支がわかる書類

*上記の書類がそろう前に必ず納期限までに仮受付の申請をお願いいたします

【災害等で大きな損害を受けた】

り災証明書（損害割合により不可の場合あり）

【上記以外もしくは添付書類が不明】

国民健康保険課へお問い合わせください。

* 減免留意事項 *

※書類などが全てそろっていない場合でも納期限までに申請が必要です。

※状況により提出いただく添付書類が違いますので、ご注意ください。

減免申請書は、市ホームページよりダウンロードできます。ダウンロードが難しい場合は、郵送で送付いたしますので、国民健康保険課までお電話ください。

＜問い合わせ先＞ 国民健康保険課 079-427-9229（直通）

【オンラインでの申請も可能です！！】

保険料の減免申請についてはお手元のスマートフォン等からオンラインでの申請が可能です。

審査にあたって書類の不足などが生じた場合につきましてはいったん仮受付のご案内となります。オンライン上で必要書類をご案内させていただきますので、書類などを揃えていただき、再度オンラインにて本申請をお願いいたします。

減免には該当しません

保険料に関することやご不明な点があれば、国民健康保険課までお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞ 国民健康保険課
079-427-9229（直通）

納付に関するご相談については、債権管理課までお問い合わせください。